

金融庁
総合政策局
参事官
有泉 秀



G 20の金融テーマと議論プロセス

日本が初めて議長国を務める今年のG 20は、財務大臣・中央銀行総裁会議が6月8日、9日に福岡で開かれ、首脳会議が6月28、29日に大阪で開催される。金融が関連する優先議題は、「高齢化の課題・政策対応」「金融市場の分断を回避する国際的な連携・協力」「金融セクターにおける技術革新―機会と課題」の三つ。大臣会議や首脳会議が近づくなか、それぞれのテーマについてどのように議論が進められているのか話を聞いた。

(編集部)

「内外一体」の姿勢で議論を深化

——今年のG 20では、金融分野で三つの優先議題が設定されています。議論のポイントや進捗状況はいかがでしょう

G 20財務大臣・中央銀行総裁会議の優先議題として10項目を設定しており、このうち主に金融庁が担当する金融分野は「高

齢化の課題・政策対応」「金融市場の分断を回避する国際的な連携・協力」「金融セクターにおける技術革新―機会と課題」の三つ。G 20は各関係国際機関に対して、それぞれの優先議題について検討を行うよう要請しており、すでに議論が進んでいる。

これらの優先議題について、国内での施策動向を国際的な議

論に反映するとともに、国際的な議論を国内の政策にも反映していく。この両面を明確に意識する「内外一体」の対応が今回のG 20のキーワードだ。

まず、「高齢化の課題・政策対応」について、G 20がこのテーマを取り上げるのは今回が初めてとなる。日本は高齢化が最も進んでいる課題先進国だが、新興国や発展途上国でも今後は

高齢化が急速に進んでいく。高齢化社会では「金融包摂」にどういった課題があり、その課題にどう対処していけばいいのかといったミクロの観点に焦点をあてたい。G 20の枠組みであるGPII（金融包摂のためのグローバルパートナーシップ）で議論をしてもらう予定であり、これに合わせてカンファレンスも開催する（6月7日「高齢化と金融包摂にかかるシンポジウム」）。

高齢化と金融の関連では、主に三つの論点がある。一点目は、認知・身体機能が低下する高齢者への金融サービスはどうあるべきかだ。日本でも投資詐欺など高齢者をだます犯罪が増えていくが、寿命が長くなる中で高

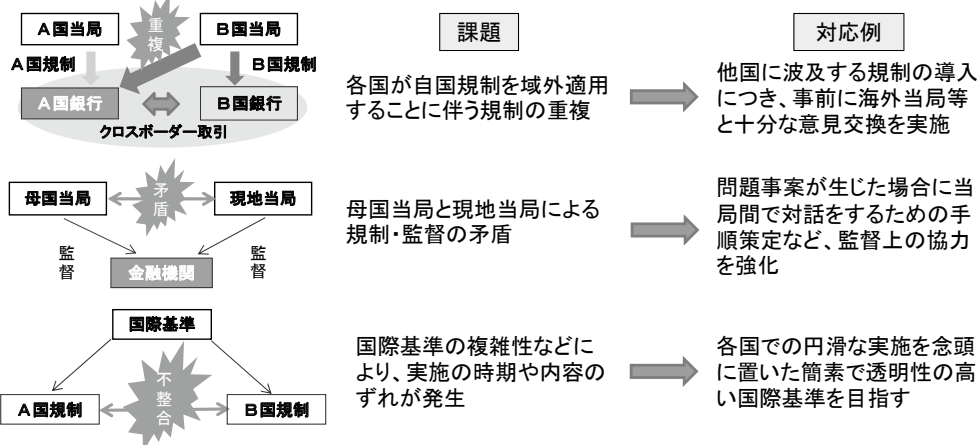
ワンポイント・レク

〔図表〕

金融市場の分断を回避するための国際的な連携・協力

主な議論内容

グローバルな金融市場の一体性を阻害する以下のような事例・課題を明らかにし、その課題の回避または対処のため、FSB等が実践的なアプローチを検討。



〔出所〕 金融庁資料。

高齢者の財産をどう守るのかは重要な課題だ。

二点目は、長寿化のニーズに合った金融商品・サービス・資産形成のあり方だ。長寿化により退職後の時間が長くなると、資産形成のあり方も当然、従来とは変わってくる。そうした中で必要な金融商品やサービスはどういったものなのか、議論を深めなければならない。

三点目として、デジタル技術が高齢者の金融包摂を促進・阻害する可能性をどう考えるかだ。モバイルバンキングなどデジタル技術が進めば、金融機関に行けない人でも金融サービスにアクセスしやすくなるという良い面がある一方で、高齢者などではデジタル技術が複雑になることで逆にアクセスしにくくなるおそれもある。こうしたトピックについて議論を主導していきたい。

——「金融市場の分断を回避する国際的な連携・協力」について

では、どのような問題が背景にあるのでしょうか

「市場の分断」の問題は以前からG20の間で認識されていたが、本格的に取り上げるのは今回が初めてとなる。金融機関からの要望が強いトピックであり、各国からもG20で議論するにふさわしいとのコンセンサスが得られた。

現在、世界的な金融危機から10年が経ち、バーゼル3をはじめ国際的な金融規制改革はおおむね最終化された。一方で、グローバルな規制のスタンダードが実施段階に移ってきていることや各国独自の規制の導入が進んできていることに、ある種分断の芽が潜んでいる。この優先議題は、ここに光をあてて見ていくものだ。

図表に三つのケースを示しているが、どれも日頃から発生する可能性がある。一番上は規制が重複するケース。グローバルな規制とは別に、各国が上乗せ

規制を設けて域外適用する場合、事実上、自国の金融機関だけではなく他国の金融機関も縛ることができる。域外適用をどこまでするかは各国の裁量ではあるが、こうした規制の重複によりグローバルな金融市場の一体性が阻害されるおそれがある。

真ん中は規制・監督上の矛盾が起きるケースだ。実際、母国当局と現地当局で監督当局への報告義務の考え方が異なっているために、金融機関が処分を受けるといった事案が起きている。一番下のケースは、国際基準に合意したものの、各国で規制の実施時期や内容のずれがあるため分断が生じるといった、規制の不整合の事案だ。これにより、実際に金融機関にとっては極めて取引がしにくい状況が発生した。

市場の分断回避へ、実践的なアプローチを提案

——「市場の分断」の問題解消

に向けて、どのような議論を進めていきますか

このテーマに関しては、金融当局や金融機関の関心も高い。当局の対応として、分断の源となっている規制自体をなくすことは、各国の議会でも法律を通している話であり、容易ではない。まずは、問題がこれ以上拡散しないようにするためには、どういうことが考えられるのかという点に重点を置いて、実践的なアプローチをFSBと証券監督者国際機構（IOSCO）に検討してもらっている。

例えば、域外適用が起ころうな法律については、事前に海外当局等と十分な意見交換を実施したり、問題が起きたら当局間で対話する枠組みをつくることを考えられる。また、各国で規制の実施時期にずれが生じないように事前によくすり合わせをして、透明性の高い導入スケジュールを明らかにするといった対応方法がありうるのではない

いか。

また、リーマンショック後に金融規制改革が導入されるとき、金融危機の発生源だった欧米は「迅速に金融機関の手足を縛ってリスクを減らすべきだ」と主張していたのに対し、日本は「実体経済への影響評価を踏まえ規制すべきだ」と主張していた。規制一辺倒ではなく、規制の導入後も影響度評価をきちんとして、見直すべきところがあれば見直すべきだ。こうした主張がG20でも合意され、昨年のG20では、インフラ投資について規制の影響度評価を行い、今年は中小企業金融について評価を行うことになった。この評価プロジェクトは今後も続いていくだろう。地味ではあるが、規制導入の影響を不断に検証していくプロセスは重要だと思っている。

——暗号資産やブロックチェーン技術への対応を含む「金融セクターにおける技術革新」につ

いては、どのような問題や論点があるのでしょうか

G20首脳宣言（18年11月30日・12月1日）で、「われわれは、リスクが軽減されつつ、金融セクターにおける技術の潜在的な利益が実現されることを確保するための取組みを強化する」という言い方をしているが、金融庁の基本的な考え方としても「リスクと機会」の両方があると認識している。

暗号資産のリスクについては、すでに国際的に議論が進んでいる。国内においては、仮想通貨交換業者の問題事例が発生し処分を行っており、また先日、証拠金取引の規制などについて金融商品取引法と資金決済法の改正案が閣議決定された。こうしたわが国の経験と共有し、国際的な議論にも反映させていきたい。金融システムへのリスクについては、FSBは、現時点では、暗号資産は金融システムを揺るがすリスクではないという

認識に立っている。ただ、今後そうなる可能性もあるので、FSBはモニタリングの枠組みをつくり、監視している。

マナー・ローンダリングの観点も重要だ。昨年10月、FATF基準の改正で暗号資産について、加盟国が法律上の規制を導入することが義務付けられた。

仮想通貨交換業者、ウォレット業者（暗号資産管理業者）、ICO関連サービス業者には、マネロン・テロ資金供与規制が課されることとなる。また、暗号資産を巡って昨今議論しているのは、投資家保護や市場の健全性の確保の論点だ。現在、国際的なルールはなく、各国でそれぞれ規制している。IOSCOでは、規制を行うに際しての留意点を取りまとめる方向で議論を進めている。

さらにベーシックな論点としては、各国の暗号資産の規制当局の連携の土台づくりがある。暗号資産はいろいろな観点から

規制されうるが、国によってそれぞれ政策目的によって規制当局が違う。例えば、暗号資産を証券と認識しているか、証券ではないと認識しているかによって当局が異なるケースがある。当局同士、カウンターパートが誰かがわかるようにリストをつくっている。

一方、機会の面としては、暗号資産の基礎となる技術は経済社会にとり有用という認識がある。特にブロックチェーン技術については、いろいろな用途として使える可能性がある。ただ、規制当局からすると、ブロックチェーンのような分散型技術が金融システムにもたらす影響にどう向き合うか、フォワードルッキングに見えていくことが難しい。従来、規制当局は、金融仲介者を規制することにより、金融システムの安定など金融についての社会的要請を満足させてきた。例えば、銀行や証券会社、資産運用会社、取引所を規制す

ることで、金融システムの安定が図られている。しかし、オープン型のブロックチェーン技術には仲介者がいない。こうしたなか、金融システムの安定、マネロン・テロ資金供与対策や投資家保護、市場の健全性といった社会的要請をどう実現していくのか、中長期的な課題として取り組んでいきたい。

以上の論点について、IT企業や金融機関などと議論するカンファレンス（6月8日「金融技術革新の活用にかかるセミナー」）を福岡で開催する予定だ。

（聞き手・本誌 加藤精一郎）

ありいずみ しげる

88年東京大学法学部卒、大蔵省入省。ハーバード・ロースクール修士課程修了。主計局企画官（社会保障予算担当）等を経て、金融庁監督局証券課長、銀行第一課長。財務省主計官、為替市場課長、国際局総務課長、総務企画局参事官（国際担当）を経て、18年7月から現職。